

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.001

処 分 名	都市公園の公園管理者以外の者の施設の設置等
処 分 の 概 要	公園管理者以外の者が、都市公園内に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの・当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの <p>○なお、公園施設とは都市公園法第 2 条第 2 項に定める以下のものです。</p> <ol style="list-style-type: none">一 園路及び広場二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの <p>○設置にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市公園法

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.002

処 分 名	都市公園の占用許可
処 分 の 概 要	都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの・ 占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○占用にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める占用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、十年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの

(2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの

(3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの

(4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所

(5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.003

処 分 名	都市公園の占用変更許可
処 分 の 概 要	占用の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出して許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 6 条 3 項
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの・ 占用変更許可に係る工作物、その他の物件又は施設が都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○占用にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める占用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■都市公園法

(都市公園の占用の許可)

第6条

(略)

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.004

処 分 名	都市公園の行為許可
処 分 の 概 要	都市公園において、販売行為・業としての撮影・興業・協議会、展示会、博覧会、祭り等で一部を独占・花火・キャンプファイア等火気の使用等をしようとする者は市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 3 条
審 査 基 準	<p>○許可行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に許可が受けられます。</p> <p>○行為にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/kouen/shiyou.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市公園条例

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 飲食物その他物品を販売するため売店又は立ち売りすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、祭りその他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 花火、キャンプファイア等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.005

処 分 名	都市公園の行為の変更許可
処 分 の 概 要	行為の許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 3 条 3 項
審 査 基 準	<p>○変更の許可行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に許可が受けられます。</p> <p>○行為にあたり、必要に応じて条例第 13 条に定める使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kouen/kyouiku/leisure/kouen/shiyou.html

■春日部市都市公園条例

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 飲食物その他物品を販売するため売店又は立ち売りすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会、祭りその他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

(5) 花火、キャンプファイア等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.006

処 分 名	都市公園の使用料・占用料の納付		
処 分 の 概 要	公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可等の許可を受けた者は、使用料又は占用料を納付しなければなりません。		
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 13 条		
審 査 基 準	1 都市公園の占用許可による占用料		
	種別	占用料	
	電柱、電話柱その他これらに類するもの及び諸管理設	春日部市道路占用料徴収条例の	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	例により市長が定める額	
	その他の占用	市長がその都度定める額	
	2 都市公園の行為による使用料		
	行為の種類	単位	使用料
	行商その他これに類する行為	1 m ² につき 1 日	100 円
	業として行う写真の撮影	1 日	500 円
	業として行う映画の撮影	1 日	5,000 円
興行	1 m ² につき 1 日	20 円	
競技会、展示会、博覧会、祭り その他これに類する催し	1 m ² につき 1 日	10 円	
バーベキュー（既設の炉を使用する場合に限る。）			
内牧公園	1 炉につき 1 日	1,000 円	
庄和総合公園	1 炉につき 1 日	1,000 円	
標準処理期間	使用又は占用を許可した際		
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日		
申請時期			
申請方法	指定された納付場所にて納付		
備 考			

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市都市公園条例

(使用料等の額)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料又は占用料を納付しなければならない。

(使用料等の徴収)

第14条 前条第1項の規定による使用料又は占用料は、使用又は占用を許可した際徴収する。

2 前条第2項の規定による使用料は、使用を許可した際徴収する。

3 使用期間又は占用期間が引き続き1年以上にわたる場合には、市長は年ごとに年額で徴収することができる。

4 使用料又は占用料の額が月単位として定められている場合において、使用又は占用の日数に1か月未満の端数を生じたときは、使用料又は占用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

5 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.007

処 分 名	都市公園の使用料・占用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、都市公園における、公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可等の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 15 条 春日部市都市公園条例施行規則（平成 17 年規則第 62 号）第 7 条
審 査 基 準	<p>○次のいずれかに該当する場合、減額又は免除できます。</p> <ul style="list-style-type: none">・責に帰さない理由によって、これらの許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合・その他特別の理由があると認める場合・市長が公用又は公益上特に必要があると認める場合 <p>○減額又は免除の区分は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除・春日部市立小・中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除・その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市都市公園条例

(使用料等の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料の公園施設を使用する者の責に帰さない理由によって、これらの許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合その他特別の理由があると認める場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長が公用又は公益上特に必要があると認める場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市都市公園条例施行規則

(使用料等の減免)

第7条 条例第15条の規定による使用料等の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小・中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.008

処 分 名	緑地協定の認可
処 分 の 概 要	緑地協定を定めようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第45条、第46条、第47条
審 査 基 準	<p>○緑地協定の認可基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請手続が法令に違反しないこと。・土地の利用を不当に制限するものでないこと。・第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。・緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>○縦覧期間は2週間です。</p> <p>○認可したときは、公告などをします。</p>
標準処理期間	1ヶ月
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■都市緑地法

(緑地協定の締結等) (一部略)

第45条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定(以下「緑地協定」という。)を締結することができる。(一部略)

2 緑地協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 緑地協定の目的となる土地の区域(以下「緑地協定区域」という。)

二 次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの

イ 保全又は植栽する樹木等の種類

ロ 樹木等を保全又は植栽する場所

ハ 保全又は設置する垣又はさくの構造

ニ 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項

ホ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

三 緑地協定の有効期間

四 緑地協定に違反した場合の措置

3 (略)

4 第1項の規定による緑地協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る緑地協定の縦覧等)

第46条 市町村長は、前条第4項の規定による緑地協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該緑地協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該緑地協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(緑地協定の認可)

第47条 市町村長は、第45条第4項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第45条第2項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該緑地協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、緑地協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.009

処 分 名	緑地協定の変更
処 分 の 概 要	緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 48 条
審 査 基 準	<p>○緑地協定を変更する場合は、協定を締結している全員の合意が必要です。</p> <p>○緑地協定の変更認可基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請手続が法令に違反しないこと。・土地の利用を不当に制限するものでないこと。・第 45 条第 2 項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。・緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 <p>○縦覧期間は 2 週間です。</p> <p>○認可したときは、公告などをします。</p>
標準処理期間	1 ヶ月
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

■都市緑地法

(緑地協定の変更)

第48条 緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.010

処 分 名	緑地協定の廃止
処 分 の 概 要	緑地協定を廃止しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 52 条
審 査 基 準	<p>○緑化協定を廃止する場合は、協定を締結している過半数の合意が必要です。</p> <p>○認可したときは、公告します。</p>
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

■都市緑地法

(緑地協定の廃止)

第52条 緑地協定区域内的の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.011

処 分 名	保存樹木の指定
処 分 の 概 要	緑豊かな自然環境を形成している樹木、樹林及び生け垣を、あらかじめ所有者等の承諾を得て、保存樹木等として指定します。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成17年10月1日条例第150号)第16条3項
審 査 基 準	<p>○樹木、樹林及び生け垣について、要件に該当する場合には保存樹木等として、指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの・神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの・緑のまちづくりのため必要であり健全で、かつ、樹容が美観上特に優れており、地域の美観、風致を維持するため保存する必要があると認めるとき <p>○指定にあたっては、あらかじめ所有者等の承諾を得ます。</p> <p>○指定した場合には、所有者等に通知するとともに、告示します。</p>
標準処理期間	14日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyau/ryokuka/hozobjumoku.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(保存樹木等の指定)

第16条 市長は、緑豊かな自然環境を形成している樹木、樹林及び生け垣で次の各号のいずれかに該当するものを保存樹木等として指定することができる。

- (1) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの
- (2) 神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- (3) 緑のまちづくりのため必要であり健全で、かつ、樹容が美観上特に優れており、地域的美観、風致を維持するため保存する必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の指定をしようとする場合は、あらかじめ当該緑地の所有者、占有者又は管理人（以下「所有者等」という。）の承諾を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をした場合は、所有者等に通知するとともに、保存樹木等の所在地、範囲等を告示しなければならない。

4 市長は、保存樹木等に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な助言、指導又は援助をすることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.012

処 分 名	保存樹木等の行為許可
処 分 の 概 要	保存樹木等について、所有者等は保全に努めるとともに、伐採等をする場合には、市長の許可が必要となります。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成17年10月1日条例第150号)第21条
審 査 基 準	○保存樹木等の所有者は、指定樹木の保全に努めなければなりません。 ○保存樹木等について、次の行為をする場合には、市長の許可を受けなければなりません。 ・ 枝条の切除 ・ はくひ ・ 断根 ・ 伐採 ・ 前各号に掲げるもののほか良好な生育を妨げる行為
標準処理期間	14日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyoku/ryokuka/hozobjumoku.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(保存樹木等の保存義務・行為の制限)

第21条 保存樹木等の所有者は、指定樹木の保全に努めなければならない。また、何人も保存樹木等の保存に影響を及ぼす次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 枝条の切除
- (2) はくひ
- (3) 断根
- (4) 伐採
- (5) 前各号に掲げるもののほか良好な生育を妨げる行為

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.013

処 分 名	保存樹木等の指定解除
処 分 の 概 要	保存樹木等が枯死又は滅失したときや所有者からの指定解除の申請があった場合等は指定を解除することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号) 第 22 条
審 査 基 準	○次の要件に該当する場合は、保存樹木等の指定を解除することがあります。 ・保存樹木等の枯死又は滅失したとき。 ・第 17 条に該当するに至ったとき。 （他の法令の規定に基づき指定され、保存のための措置がなされているもの） ・所有者から指定の解除の申請があった場合で真にやむを得ないと認めるとき。 ・その他公益上の理由により特別に認めるとき。
標準処理期間	
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	
申請方法	
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyau/ryokuka/hozobjumoku.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(指定の解除)

第22条 市長は、次に掲げる場合には、保存樹木等の指定を解除することができる。

- (1) 保存樹木等の枯死又は滅失したとき。
- (2) 第17条に該当するに至ったとき。
- (3) 所有者から指定の解除の申請があった場合で真にやむを得ないと認めるとき。
- (4) その他公益上の理由により特別に認めるとき。
- (5) 市長は、前各号の規定により指定の解除をしたときは、その旨を所有者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.014

処 分 名	生産緑地の買取の申出
処 分 の 概 要	生産緑地の所有者は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす場合、市に当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができます。 この申し出に対して審査を行い、基準を満たしていれば申し出を受けられるものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条
審 査 基 準	○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている場合のみ、買い取りの申し出ができます。 【要件】 ・生産緑地地区に指定されてから 30 年を経過したとき ・農業の主たる従事者が死亡したとき ・農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能とさせる故障を有するに至ったとき ○申し出には、国土交通省令で定める指定の様式が必要です。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■生産緑地法

(生産緑地の買取りの申出)

第10条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.015

処 分 名	生産緑地の買取等
処 分 の 概 要	市長は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす申し出があった場合、買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 11 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている申し出があった場合を対象としています。</p> <p>○市長は、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができます。</p> <p>○その際、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先します。</p>
標準処理期間	30 日（買い取る旨を通知するまで）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地の買取り等)

第11条 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、次項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、当該生産緑地を時価で買い取るものとする。

2 市町村長は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産緑地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産緑地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、当該生産緑地の周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、公園、緑地その他の公共空地の敷地の用に供することを目的として買取りを希望する者を他の者に優先して定めなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.016

処 分 名	生産緑地の通知等
処 分 の 概 要	市長は、生産緑地法第 10 条の要件を満たす申し出があった場合、申し出があった日から一月以内を買取る又は買取らない旨を所有者に通知するものです。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 12 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地法第 10 条の要件を満たしている申し出があった場合を対象としています。</p> <p>○買取りの相手方が定められた場合を除き、第 10 条の規定による申出があった日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければなりません。</p> <p>○買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければなりません。</p> <p>○買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定めます。</p>
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/toshi/shisaku/seisanryokuti.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地の買取りの通知等)

- 第12条 市町村長は、前条第2項の規定により買取りの相手方が定められた場合を除き、第10条の規定による申出があつた日から起算して一月以内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨又は買い取らない旨を書面で当該生産緑地の所有者に通知しなければならない。
- 2 前条第2項の規定により買取りの相手方として定められた者は、前項に規定する期間内に、当該生産緑地を時価で買い取る旨を書面で当該生産緑地の所有者及び市町村長に通知しなければならない。
- 3 前二項の規定により買い取る旨の通知がされた場合における当該生産緑地の時価については、買い取る旨の通知をした者と生産緑地の所有者とが協議して定める。
- 4 第6条第6項の規定は、前項の場合について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部公園緑地課 No.017

処 分 名	生産緑地地区内における行為の制限
処 分 の 概 要	生産緑地地区内においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓を行うときは、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 8 条
審 査 基 準	<p>○生産緑地地区内における、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがない施設の次の行為をするときは、許可が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、・ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、・ 水面の埋立て又は干拓 <p>○許可の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設・ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設・ 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設・ 農林漁業に従事する者の休憩施設・ 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■生産緑地法

(生産緑地地区内における行為の制限)

第8条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

2 市町村長は、前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げる施設で当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。

- 一 農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する施設
- 二 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
- 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
- 四 農林漁業に従事する者の休憩施設
- 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

3 市町村長は、第1項の許可の申請があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付けることができる。

4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第1項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

5 生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その都市計画が定められた日から起算して30日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

6 生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

7 市町村長は、第4項の規定による通知又は第5項若しくは前項の規定による届出があつた場合において、当該生産緑地の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体が行う第2項各号に掲げる施設の設置又は管理に係る第1項各号に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

9 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、第1項から第7項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.018

処 分 名	緑化協定の承認
処 分 の 概 要	緑化協定を締結しようとする者は、市長の承認を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号) 第 2 4 条
審 査 基 準	<p>○緑化協定の承認基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化協定区域は、相当の規模を有する一団の土地又は道路、河川等に相当の区間にわたり隣接する土地で緑化の推進が必要であると認められる区域 ・ 植栽地は、道路又は相当規模の空き地に隣接する幅員 1 メートル以上の連続した土地の区域であること。 ・ 植栽形態は、道路又は空き地の修景を高め、風致美観の向上に寄与すること。 ・ 垣又は柵は、生け垣又は透視可能な柵とし、道路又は空き地と植栽地との一体性の確保を妨げるものでないこと。 ・ 前各号に掲げるもののほか、緑化協定が第 12 条に規定する基準に適合しているものであること。 ・ 緑化協定の有効期限は、5 年以上であること。 <p>○承認したときは、告示します。</p>
標準処理期間	1 4 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(緑化協定)

第24条 一定区域内の土地及び建築物の所有者等は、緑化を推進するため、当該区域の緑化に関する協定（以下「緑化協定」という。）を締結することができる。

2 前項の緑化協定を締結しようとする者は、緑化協定書を作成し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、当該緑化協定が緑化のために、適当であると認めるときは、これを承認し、告示しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化協定の廃止及び変更について準用する。

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則

(緑化協定の承認)

第10条 条例第24条第2項の規定により、承認を受けようとする者は、緑化協定承認申請書（様式第8号）に緑化協定書及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書について、その内容を審査し、適当と認めるときは、緑化協定承認通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 条例第24条第3項の規定による承認の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緑化協定区域は、相当の規模を有する一団の土地又は道路、河川等に相当の区間にわたり隣接する土地で緑化の推進が必要であると認められる区域

(2) 植栽地は、道路又は相当規模の空き地に隣接する幅員1メートル以上の連続した土地の区域であること。

(3) 植栽形態は、道路又は空き地の修景を高め、風致美観の向上に寄与すること。

(4) 垣又は柵は、生け垣又は透視可能な柵とし、道路又は空き地と植栽地との一体性の確保を妨げるものでないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、緑化協定が第12条に規定する基準に適合しているものであること。

(6) 緑化協定の有効期限は、5年以上であること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.019

処 分 名	緑化協定の変更及び廃止の承認
処 分 の 概 要	緑化協定の変更及び廃止する場合は、市長の承認を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号) 第 2 4 条
審 査 基 準	<p>○緑化協定の変更の承認基準は、次の要件を満たすときです。</p> <ul style="list-style-type: none">・緑化協定区域は、相当の規模を有する一団の土地又は道路、河川等に相当の区間にわたり隣接する土地で緑化の推進が必要であると認められる区域・植栽地は、道路又は相当規模の空き地に隣接する幅員 1 メートル以上の連続した土地の区域であること。・植栽形態は、道路又は空き地の修景を高め、風致美観の向上に寄与すること。・垣又は柵は、生け垣又は透視可能な柵とし、道路又は空き地と植栽地との一体性の確保を妨げるものでないこと。・前各号に掲げるもののほか、緑化協定が第 12 条に規定する基準に適合しているものであること。・緑化協定の有効期限は、5 年以上であること。 <p>○変更及び廃止を承認したときは、告示します。</p>
標準処理期間	1 4 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例
(緑化協定)

第24条 一定区域内の土地及び建築物の所有者等は、緑化を推進するため、当該区域の緑化に関する協定（以下「緑化協定」という。）を締結することができる。

2 前項の緑化協定を締結しようとする者は、緑化協定書を作成し、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、当該緑化協定が緑化のために、適当であると認めるときは、これを承認し、告示しなければならない。

4 前2項の規定は、緑化協定の廃止及び変更について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.020

処 分 名	行政財産目的外使用許可
処 分 の 概 要	都市公園以外の公園、広場について、工作物その他の物件又は施設を設けるなど使用する場合には、市長の許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市行政財産使用規則（平成 17 年 10 月 1 日規則第 133 号）第 2 条
審 査 基 準	<p>○以下の要件を満たす場合に許可が受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。・公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。・当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。・災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。・その他特別の理由があるとき。 <p>○また、以下の要件も参考として審査します。</p> <ul style="list-style-type: none">・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条に該当するもの・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもの・占用許可に係る工作物、その他の物件又は施設が、都市公園法施行令で定める技術基準に適合するもの <p>○使用にあたり、必要に応じて使用料を納めなければなりません。</p>
標準処理期間	14日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

(使用の許可)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定によりその用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 職員、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため、当該行政財産を使用するとき。
- (3) 当該行政財産を電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するとき。
- (4) 災害その他緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。
- (5) その他特別の理由があるとき。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋